

ご利用いただける方		個人および法人のお客さま
契約期間		1年、2年、3年、4年、5年
預入	払込方法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
	払込金額	1,000円以上
	払込単位	1,000円単位
支払方法		満期日以後に一括して給付契約金をお支払いいたします。
利息 （給付 補填金）	適用金利	契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用いたします。
	計算方法	給付補填金は付利単位を100円とし、契約期間における払込残高積数に年利回りを乗じて計算いたします。
	支払方法	給付補填金は満期日以後に一括してお支払いいたします。
税金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の給付補填金には、20%（国税15%、地方税5%）の利子所得税が課税されます。（マル優のご利用はできません。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> <li>・法人のお客さまは総合課税となります。（※非課税法人をのぞく）</li> </ul>
期限前解約時の取扱い		当組合がやむを得ないものと認めて、満期日前に解約する場合には、解約時の普通預金利率により計算した利息とともにお支払いいたします。
満期日以後の利息の取扱い		解約日の普通預金利率により計算いたします。
払込中止の満期解約		契約期間途中で払込中止となり、所定の掛込回数に達しないまま満期日（または満期日以後）にご解約の場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いいたします。
付加できる特約事項		普通預金からの自動支払による払込みができます。
金利情報の入手方法		各営業店窓口設置の金利表示ボードでご確認いただくか、直接窓口へご照会ください。 また、当組合ホームページでもご確認いただけます。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。 【長崎三菱信用組合 経営管理本部】 受付時間 : 9時～17時（祝日および当組合休業日は除く） 電話 : 0120-324-892（フリーダイヤル） なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.ryo-sin.co.jp/">https://www.ryo-sin.co.jp/</a>)</li> <li>・ 紛争解決措置 福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く） 電話 : 03-3567-2456 住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）</li> </ul>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込が遅延した場合には、約定利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・ 掛金が約定日前に払込まれたときは、先払割引金を証書表面記載の利回りに準じて満期日に計算いたします。この場合、先払日数8日以上のものに限ります。</li> <li>・ この預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>